

令和2年度

第24回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和3年3月9日(火)
開会16時5分 閉会16時21分

場 所 教育委員室

令和2年度
第24回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

第2号議案

県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

第3号議案

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について

第4号議案

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について

(2) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
事務局	理事兼教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	久保田 圭 二
	教育次長	米 持 武 彦
	参事監兼教育人事課長	渡 辺 登
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課 主査	末 松 敬 雅

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(工藤教育長)

本日はテレビカメラ1台が撮影を行いますので、よろしくお願いいたします。
まず、委員の出席確認をいたします。
全委員が出席です。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議題ごとに、関係課長のみ入室しますので、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

それでは、ただ今から令和2年度第24回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、岩崎委員にお願いします。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時30分を予定していますので、よろしくお願いいたします。

議 事

【議 案】

第 1 号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

(2 課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(工藤教育長)

それでは、第 1 号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

第 1 号議案について、説明します。

資料 1 4 ページをご覧ください。

まず、「第 1 1 年単位の変形労働時間制の適用について」です。

「1 改正理由」ですが、「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例」について、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の一部改正により、公立学校の教育職員に対し労働基準法第 3 2 条の 4 が読み替えられ、本県においても 1 年単位の変形労働時間制の適用に関し必要な事項を定める改正条例の議案が、現在開会中の県議会令和 3 年第 1 回定例会に上程されています。

資料 1 5 ページをご覧ください。

この改正条例案に関し、資料 1 5 ページ上段の四角囲み部分の週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲等の事項について、教育委員会規則において定めることとされていることから、新たに規定するものです。

「2 改正内容（要旨）」ですが、改正条例案第 1 3 条の 2 の 2 第 3 項に対応するように、「2 改正内容（要旨）」の（1）から（1 4）の規定を新設しております。

「（1）対象職員」は、給特法第 2 条第 2 項に規定する「教育職員」です。ただし、育児や介護を行う者などについては、配慮しなければならないこととしております。

（2）～（4）について、対象期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間で、長期休業期間等を含む 1 ヶ月以上 1 年未満で各学校が実情に合わせて設定するものです。

（5）、（6）について、特定期間は、対象期間内で特に業務が繁忙である場合に設定できるものです。

(7) ～ (14) について、勤務日及び勤務時間は、

- ・ 6日を超えない範囲内で連続して勤務を割り振ることが可能なこと
- ・ 繁忙期には1日の勤務時間を8時間30分又は9時間とすること
- ・ 勤務日の上限は、年間280日以内とすること
- ・ 勤務時間の上限は1日につき10時間以内、1週間につき52時間以内とすること
- ・ 変形労働時間制を適用する場合の時間外在校等時間の上限時間は、1箇月「45時間」を「42時間」に、1年「360時間」を「320時間」に読み替えること

などを定めています。

「3 施行期日」は、法律及び条例の施行に合わせて、令和3年4月1日を予定しています。

なお、この規則改正は、条例案の議会承認の後に公布することとなります。

次に、「第2 子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大について」です。

「1 改正の理由」ですが、職員が育児をしながら働きやすい環境を整備するため、子の看護休暇の対象となる子の範囲を拡大するものです。

「2 改正内容」ですが、対象となる子の範囲を「中学校就学の始期に達するまで」から「義務教育終了前」に改めるものです。

「3 施行期日」は、令和3年4月1日としております。

なお、今回の改正は、知事部局と同様の内容となっております。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありませんか。

(岩崎委員)

今回の施行規則の一部改正は、働き方改革を推進するための法改正を受けてということで、全く異論はありません。

一つ質問で、「2 改正内容」の「(1) 対象職員」として、給特法第2条第2項に規定する「教育職員」ということで職種が列举されており、学校現場で勤務するほとんどの職種が挙げられているように思われますが、対象外となる職種はどのような方々ですか。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

教育職の給料表以外が適用される職員、例えば、学校現場の事務職員等が対象外となります。

四角囲みに記載している対象職員は、教育職の給料表が適用されている者であり、時間外勤務手当が支給されない代わりに、教職調整額（給料月額4%）が一律に支給されるようになっています。このような職員については、これまで時

間外勤務手当の支給等を通じた時間外勤務時間の把握ができていなかったことから、タイムレコーダー等で確認する中で、上限方針等を昨年策定しました。そして、今回の給特法改正を受けて、1年単位の変形労働時間制の対象となっております。

(工藤教育長)

第1号議案の承認についてお諮りします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(工藤教育長)

第1号議案について、提案のとおり承認します。

第2号議案

県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(工藤教育長)

次に、第2号議案「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

第2号議案について、説明します。

資料の11ページからをご覧ください。

「1 方針策定の理由」ですが、第1号議案でご審議いただいた「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」の第10条の2の5第1項及び第2項において、時間外在校等時間の上限を設定するとともに、同条第4項により、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について、方針等で定めることとしているため、令和2年4月1日から適用している現在の上限方針に、1年単位の変形労働時間制に関する部分を新たに追加するものです。

「2 策定内容(要旨)」ですが、現在の上限方針に「第3 長期休業期間等における集中した休日の確保のための1年単位の変形労働時間制」の項を新設し、教育委員会等が講ずべき措置として、(2)のア〜クに記載していることを新たに追記しています。

「3 適用期日」は、法律、条例及び規則の施行と合わせて、令和3年4月1日を予定しています。

なお、第1号議案と同じく、条例案の議会承認の後に公布することとなります。説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

この制度を活用すれば、教員の方が長期の休暇を取りやすくなるということでしょうか。そうであれば、教員を目指す若い方にとっての大きな魅力になると考えますが、この認識でよいのでしょうか。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

現在、全ての学校におきまして、盆期間を学校閉庁しております。市町村によっては学校閉庁日を拡大している状況もあります。この期間の拡大を求める声もあることから、休日のまとめ取りは、学校における働き方改革に資する取組の一つではないかと考えております。

(林委員)

確認ですが、教職員の方が長期の休暇を取ることは、学校閉庁していないと、なかなか難しいということでしょうか。学校を開いている場合は、何らかの対応が必要になるということでしょうか。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

夏季休業期間中の現状ということで、盆期間の学校閉庁の話をしました。変形労働時間制の活用による休暇のまとめ取りそのものは、個人での活用ができますので、学校閉庁に関わらず取得はできます。また、育児や介護等の事情がある職員については、配慮が必要ということになっておりますので、個人の事情に合わせて活用していくことになると思います。

(高橋委員)

これは一般の企業等と言うと、リフレッシュ休暇のように、まとまった期間の休暇が取得できるようになるということでしょうか。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

リフレッシュ休暇等については、長期勤続に合わせて、今回とは別に制度があります。このような休暇と組み合わせることで、さらに、休日のまとめ取りができやすくなるのではないかと思います。

(工藤教育長)

学校を完全に閉庁する際は、その地域の方などから理解を得ることが必要となります。実際に、変形労働時間制を活用するという事になれば、それぞれの学校の状況を踏まえながら取組をしなければならず、管理職が制度について十分に理解した上で、活用する必要があります。

年間の労働時間を客観的に圧縮する方向になることから、特に学校現場において理解を深めていく必要があると考えています。

(工藤教育長)

第2号議案の承認についてお諮りします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(工藤教育長)

第2号議案について、提案のとおり承認します。

第3号議案

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(工藤教育長)

次に、第3号議案「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

第3号議案について、説明します。

資料7ページをご覧ください。

「1 改正理由」ですが、災害時等の退勤に関する休暇を明確化するため別表第二に新たな項を設けるとともに、「期末手当及び勤勉手当に関する規則」の一部改正に伴う規定の整備等を行うものです。

災害時等の退勤に関する休暇については、今まで運用で認めていたものを規則の中に新たに規定し、根拠を明確化します。

「期末手当及び勤勉手当に関する規則」の一部改正に伴うものについては、当該規則が改正されたことに伴い、引用する必要がなくなった号を削除します。

その他、休暇制度の規定に関する整備も行います。

「3 施行期日」は、令和3年4月1日からとしております。
なお、今回の改正は、知事部局と同様の内容となっております。
説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありますか。

(質問・意見なし)

(工藤教育長)

第3号議案の承認についてお諮りします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(工藤教育長)

第3号議案について、提案のとおり承認します。

第4号議案

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(工藤教育長)

次に、第4号議案「大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(渡辺参事監兼教育人事課長)

第4号議案について、説明します。

資料17ページをご覧ください。

「1 改正の理由」ですが、臨時的任用職員の産前産後休暇及び子の看護休暇を正規職員に準じ有給休暇にするとともに、子の看護休暇における子の範囲の拡大等を行うものです。

「2 改正内容」ですが、産前休暇については、出産予定日の「六週間前」から取得可能だったところを正規職員に準じて「八週間前」から取得可能とし、無給休暇から有給休暇にします。

また、子の看護休暇については、対象となる子を「小学校就学の始期に達するまでの子」から「義務教育終了前の子」に拡大し、無給休暇から有給休暇といたします。

「3 施行期日」は、令和3年4月1日からとしております。
なお、今回の改正は、知事部局と同様の内容となっております。
説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議します。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(工藤教育長)

第4号議案の承認についてお諮りします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(工藤教育長)

第4号議案について、提案のとおり承認します。

(工藤教育長)

最後にその他、何かありますか。

(工藤教育長)

それでは、これで令和2年度第24回教育委員会会議を閉会します。
ありがとうございました。